

社労士國本の一曰一生(笑～勝～翔)



1. 確定拠出年金制度における「選択制」

広がりを見せる「選択制」

運用次第で将来の受給額が変わる「確定拠出年金制度」(日本版 401k)が導入されて約 10 年が経ちました。導入企業の従業員のうち、希望者だけが確定拠出型を選択することのできる「選択制」が広がってきているようです。

「確定拠出年金制度」とは？

年金には、全国民共通の基礎年金(1階部分)と会社員の厚生年金等(2階部分)に加え、個人や企業が任意に上乗せを行う部分(3階部分)があります。

そして、3階部分の運用方法には大きく分けて「**確定給付型**」と「**確定拠出型**」とがあり、前者は**将来の給付額が確定している**もので、後者は**掛金が確定している**ものです。

確定拠出年金制度は、毎月、掛金を積み立てて、その資金を運用しながら老後の備えをする制度であり、会社が掛金を負担する「**企業型**」と個人が掛金を負担する「**個人型**」とがあります(ちなみに、私は個人型加入を検討しています)。

給与の減額部分を財源に

確定拠出年金は、本来、企業が掛金を拠出し、それを従業員本人が運用しますが、資金に余裕のない企業にとっては導入が難しいものです。そこで、掛金を上積みするのではなく、

- ・給与から**確定拠出年金に拠出する金額を減額し、**
- ・運用を希望する従業員は**拠出金額を掛金として運用し、**
- ・希望しない従業員は**従来通りの給与を受け取る**

という方式が増えています。

「給与が減っては意味がないのでは？」と思われるかもしれませんが、

**受け取る給与額は掛金を含めると従来通りの金額となり、
給与が減るとその分の税金や社会保険料の負担も減ります。**

また、掛金は全額、所得控除の対象となるため、節税効果も生まれます。

デメリットはあるか？

しかしながら、デメリットもあります。給与を減額して掛金に移す方式では、**給与額で決定される厚生年金保険料の等級が下がる可能性があり、将来の年金受取額が減るおそれがあります。**

総合的には利点が多いケースがほとんどですが、給与水準や年齢等によって変わることもあるため、個別に確認することが必要です。

2. 成長分野に対して支給される奨励金

「健康分野」「環境分野」への奨励金

厚生労働省は、「成長分野等人材育成支援事業」の一環として、新たな奨励金を創設しました。

これは、雇用創出効果が高い「健康分野」「環境分野」において人材育成に取り組む事業主に対して、一定の額を支給するものです。詳しい内容を見ていきましょう。

支給対象事業主の要件

現在、政府は「新成長戦略」の中において、「健康分野」「環境分野」を重点強化の対象と位置付けています。これらの分野の成長を支え、生産性を高めるためには、人材の確保と育成が欠かせないとして、「健康分野」「環境分野」の事業主が負担した訓練費用を支給しようというものです。

支給の対象となる事業主の要件は、

- ・健康、環境分野および関連するものづくり分野の事業を行っていること
- と
- ・雇用期間の定めなく雇用した労働者、または他分野から配置転換した労働者を対象に、1年間の職業訓練計画を作成し、Off-JT（通常の業務を離れて行う職業訓練）を実施すること
- です。

職業訓練コースに求められる内容

支給の対象となる職業訓練コースは、

- (1) 1コースの訓練時間が10時間以上であること
 - (2) Off-JTであること
 - (3) 所定労働時間内に実施される訓練が総訓練時間数の3分の2以上であること
- 等の要件を満たす必要があります。

支給額は、対象者1人当たり20万円が上限とされ、中小企業が大学院を利用した場合については50万円が上限とされます。

注意事項

なお、この奨励金は、「キャリア形成促進助成金」等と同一の事由で同時に支給を受けることはできないことに注意が必要です。

その他、さらに詳しい要件、支給申請手続き等については、厚生労働省のホームページで確認することができます。



3. 高額医療費における患者の立替払いが不要に

2012年度から全面スタート

厚生労働省は、がんや難病などの高額な治療薬が増え、患者の立替えの負担が大きくなっている現状を踏まえ、「高額療養費制度」について、上限額を超える部分の患者の立替払いをなくす方針を示しました。2012年度から、すべての医療機関・薬局で対応させる方針のようです。

高額療養費制度とは？

高額療養費制度は、患者の収入に応じて医療費に一定の金額（自己負担限度額）が設けられ、それを超えた場合に、一旦、病院の窓口で本人負担分を支払い、支給申請をすることにより、患者が加入する保険者から後から払い戻される仕組みです。

1ヶ月の自己負担限度額は、70歳未満で「上位所得者」（標準報酬月額53万円以上）の場合は15万円強、「一般所得者」の場合は8万円強、「低所得者」（住民税が非課税）の場合は35,400円です。

現在の制度では、原則として医療費の3割を医療機関・薬局の窓口で支払い、上限額を超える分について、後から払い戻しを受けます。

「限度額適用認定証」の発行

制度の変更後は、費用の「立替え」と「払戻し」の手間がかからなくなります。

事前に、自分の加入する保険者から所得区分の記載されている「限度額適用認定証」の発行を受け、医療機関・薬局の窓口で提示すれば自己負担の上限額までの支払いで済み、超過分の医療費については、医療機関・薬局が患者に代わって保険者に請求します。

治療薬等が高額化の傾向

最近、難病の治療薬が高額になる傾向があります。例えば、血液がんの一種の慢性骨髄性白血病の治療薬（グリベック）の場合は、1カ月あたりの薬代が約33万円、同種の治療薬（タシグナ）の場合は約55万円かかるそうです。

患者が一度に多額の現金を用意する必要がなくなる今回の制度変更は非常に有効です。2011年度から、まずは一部の医療機関・薬局で対応可能となり、2012年度からは全ての医療機関・薬局で対応できるようです。

4. 私の本棚より～今月は、“ちっちゃいけど、世界一誇りにしたい会社”です～

今月ご紹介するのは、坂本光司さんの“ちっちゃいけど、世界一誇りにしたい会社”です。坂本さんといえば、「日本でいちばん大切にしたい会社」の本を事務所便りで紹介させていただいたことがありますが、この本も、経営について考えさせられる本でした。



当事務所は（自称）日本一小さい社労士事務所ですが、「依頼を下さるお客様のため、そして世のため人のために役立つ経営を日々やっていこう！」と、改めて心に誓わせる本でした。

～所長のひとこと～広報委員をしております

私が入会している会で、倫理法人会というのがあります。私は、その中の柳井市倫理法人会に所属し、毎週水曜日朝6時からのセミナー（モーニングセミナーといいます）に出席しています。このセミナーで経営者の方や色々な方のお話を聞いて自分を磨きあげ、顧問先の社長様のお役に立てる社労士になれるよう切磋琢磨しております（ちなみに今年は、皆勤を目指しています！）。

さて、そんな私ですが、今年度は広報委員という役をいただいております。1人で事務所を運営している関係で、負担が生じる対外的な役職はお断りしようと思っていたのですが、それでも、「自分を少しでもステップアップさせることができれば・・・」という思いからお引き受けし、「やるからには今までになかったことにチャレンジしよう！」

という思いで、

倫理法人会便りを発行したり（目標毎月1回） ホームページ更新の頻度を高くしたりと、自分にできる範囲のことをしております。やるからには、“國本豊らしく”役職にトライしたいと思います。

TRY!

社労士（企業労務よろず相談所・就業規則コンサルタント・助成金受給サポーター・年金アドバイザー）國本豊は、以下の業務を行うことで、地域の事業主様をサポートいたします！

（以下は顧問契約先へのフルサポートですが、単発の相談も喜んでお受けいたします）

・就業規則の作成

（プロが作る就業規則です。会社の発展、社員の安心感につながる規則を作成します。法改正にも随時対応します）

・労働保険、社会保険手続き

労働保険年度更新（7月） 社会保険算定基礎届（7月） 36協定作成届出（定時） 労災事故手続き
1年単位変形労働時間届（定時） 介護保険料変更、控除額お知らせ（3月） 雇用保険料率変更お知らせ（4月）

健康保険料、厚生年金保険料変更、控除額お知らせ（9月） 入社・退職社員様に関わる保険関係届
一括有期事業開始届提出（翌月10日まで） 年金相談 等

・情報発信、相談業務

労働基準監督署の調査対応 御社に役立つ助成金情報があれば、ご提案します

土日朝夜問わず雇用に関するお困り事の電話、メール相談をします。もちろん、訪問相談もいたします

給与改定時ご連絡いただければ給与台帳を拝見し、社会保険料算出、月額変更等の確認をします

御社に役立つ有効情報をタイムリーに発信、ご提案します 毎月1回人事労務ニュースを持参（又は発送）します

くにもとゆたか

國本 豊 社会保険労務士事務所

〒742-0034 柳井市余田1310

TEL 0820 24 6886（外出中も転送をかけておりますので、ご遠慮なくお問い合わせ下さい）

FAX 0820 24 6886 ホームページ <http://k-sr.jp>

公的活動（山口商工会議所エキスパート登録。財団法人やまぐち産業振興財団専門家登録。

柳井商工会議所青年部所属。一般事業主行動計画 計画策定支援アドバイザー。柳井市倫理法人会会員）

講演、メディア出演等～KRYラジオ「おはようKRY」電話出演（平成20年3月）、FM山口「ザ・ムーブマン」に出演（平成21年11月）、柳井ライオンズクラブにて講演（平成22年11月）、柳井市倫理法人会モーニングセミナー講師（2回）

御相談、お待ちしております！

